農 業 資 材 審 議 会 令 平 成 十 年 六 月 七 日 政 令 第 百 八 八

定内 す閣 るは 農 林 水 産 省 設 置 法 平 成 十 年 法 律 第 九 + 八 号 第 七 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に 基 づ \mathcal{O} 政 令 を

制

織

資 審 員 き三 + 人 以 内 で 組 す

3 2 第 あ る < لح が で き

審審条組 議議 会会農 にに業 ` ` 専特材 門別審 のの議 事事会 項項(をを以 調調下 查查 さ審 せ議議 るさ会 たせし めると 必たい 要 め う が 必 *。* あ要 るが と き はと 専は 門 委 臨 員 時 を委 置員 くこ置 と がこ で き る

員

2 第 _____ 専条委 門 委委等 員員の は及任 `び命 当臨一 該時 専 委 門員 のは 項 学 に識 関 経 し験 学の 識あ 経る 験者 \mathcal{O} あう るち 者か のら ち農 か 林 ら水 産 農大 林臣 水が 産 任 大命 臣す

事 う がる 任 命 す る

員

 \equiv ` 員任 です 0 ゜た だ L 補 欠 \mathcal{O} 委 員 \mathcal{O} 任 期 は 前 任 者 \mathcal{O} 残 任 期 間 と す る

る

3 2 第 臨委条委 門る時員 。委は委の 員 は再の期 、任任等 そさ期 のれは 者る のここ 任と年 命がと に 係きる る 当 該 特 別 \mathcal{O} 事 項 12 関 す る 調 杳 審 議 が 終 了 L た لح き は 解 任 さ れ る t \mathcal{O}

4 専す 委 員 は そ \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 任 命 に 係 る 当 該 専 門 \mathcal{O} 事 項 に 関 す る 調 查 が 終 了 L た と き は 解 任 さ れ る Ł \mathcal{O} لح す

5 委 員 臨 時 委 員 及 び 専 門 委 員 は 非 常 勤 لح す る。

長

2 第 四(会条会 長 は審 、議 숲 숲 務に を会 総長 理を し置 、き 議委 会員 をの 代互 表選 すに るよ n 選 任 す

る

審

科

第 の五〜 う条分 ち 審会 そ議 れ会 ぞに れ 同次 表の の表 下の 欄上 に欄 掲に げ掲 るげ لح る お分 りと、科会 す を る。置き き、 れ 6 0 分 科 会 \mathcal{O} 所 掌 事 務 は 審 議 会 \mathcal{O} 所 掌 事 務

農薬分科会称	農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)所掌
	項を処理すること。
飼料分科会	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十
	がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)
	審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
農業機械化分科会	農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)の規定より審議会の権
	られた事項を処理すること。
種苗分科会	種苗法(平成十年法律第八十三号)の規定により審議会の権
	すること。
前頃の表の上欄に	掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、

- 長 を扌 置り き 理会すた~ る属き する る真 員員 **(7)** 互差 選員 に及 よて りょ 選月 任多 すり るじ 1 Z 4
- る科 と会
- 5 4 3 2 そ はを長長に表 、 代に は 分 そ 理 事 、 科 」 その定ったがあったがあったがあったがあったがあった。 故当会林 きの、分は事当れ 分 科会に属 する 委 員 \mathcal{O} う ち カュ 5 分 科 会 長 が あ 5 か ľ \Diamond 指 名 す る 者 が
- 6 \mathcal{O} を審の分分分前 含議職科科科工 む会務会会会の を ŧ って 審 る 議 ところに 会の 議決 ょ とすることができる。 り、 分 科 会 \mathcal{O} 議 決 次 条 第 六 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 分 科 会 \mathcal{O} 議 決 と さ れ る

- 5 4 3 2 第 六 会す会 べは あ部置委そ る会き員の 定 臨 8 る ろ びに 専よ り 員員部 のは会 を 選分置 < لح 選がが で す名 き る。。 る。
- き が該を き事当 は務該時 を部委 当掌会員 該理に及 す属 う る。 す る門 委 委 互. に科 よ会 り長 任 指
 - \mathcal{O}
- 職 務部部部条部 を会会会会 代長長にに分 理には部属科 す事 る故当長 لح 部 会 に 属 す る 委 員 0 う 5 か 5 部 会 長 が あ 5 か ľ 8 指 名 す る 者 が

そ

0

分 科 会 は そ \mathcal{O} 定 め る ろ ょ り 部 会 \mathcal{O} 議 決 を ŧ 0 て 分 科 会 \mathcal{O} 議 決 と す が で

6

第 こ七へ 前と審と条議 項は会で審 の、のき議 規会議な会 定長事いは 委 員 及 \mathcal{U} 議 事 に 関 係 \mathcal{O} あ る 臨 時 委 員 \mathcal{O} 過 半 数 が 出 席 L な け れ ば 会 議 を 開 き、 議 決 す る

- 2 \mathcal{O} 二き議が はのは 分す委 科る員 会と及 及こび びろ議 部に事 会よに のる関 。係 \mathcal{O} あ る 臨 時 委 員 で 会 議 に 出 席 L た t \mathcal{O} \mathcal{O} 過 半 数 で 決 可 否 同 数
- 3 、決 議 事 に 準 用 す る

務

第 八一 条 庶 審 議 会 \mathcal{O} 庶 務 は 農 林 水 産 省 消 費 • 安 全 局 農 産 安 全 管 理 課 に お 1 て 処 理 す る

則

第 に九一 諮 条 雜 つ てこ 定の め政 る令 。に 定 \Diamond る £ \bigcirc \mathcal{O} ほ か 議 事 \mathcal{O} 手 続 そ \bigcirc 他 審 議 会 \mathcal{O} 運 営 に 関 必 要 な 事 項 は 会 長 が 審 議 会

日 かの ら政附 施令 行は則 す る内 。閣 法 \bigcirc __ 部 を 改 正 す る 法 律 平 成 + 年 法 律 第 八 + 八 号 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 平 成 + 三 年 月 六

第 条 附 の則 政(令 平 は成 ` — 平五 成年 十六 五月 年 二 七五 月日 一政 日令 か第 らニ 施七 行七 す号 る沙

 $\overline{}$ 成 + 年 + _ 月 三 日 政 令 第 三 六 六 号 抄

← 附

第 っこ 施 法の行則 政 期 || 令日平 愛はご が ` ん法 動の 物施 用行 飼の 料日 \mathcal{O} 安 平 全成 性二 の十 確年 保六 に月 関一 す日 る 法か 律ら 施 行 す る。

農 業 資 材 審 議 会 議 事 規 則 平 成 十 \equiv 年 月 + 日 農 業 資 材 審 議 会 決 定

則

第 の律一へ 定第条総 め九 る十農) と八業 こ号資 ろご材 に及審 よび議 る農会 。業(資 以 材下 審「 議審 会議 令 会 平と 成い 十う。 年) 政の 令 運 第営 二に 百つ 八い 十て 八は 号 `)農 に林 定水 め産 る省 も設 の置 の法 ほへ か平 、成 こ十 \mathcal{O} 規年 則法

議

第 _____ 条会 会の 議招 は集 会 長 が 招 集 す る

2 第 \equiv

長あ 会はる会条議 長 `場議 は会合は会 、議又公長 議をは開は 事非特と の公定す審 円開のる議 滑と個。会 なす人たの 運る若だ会 営こしし議 をとく `の 確がは公議 保で団開長 すき体すと るるにるな 。不こり 当と、 なに議 利よ事 益りを 若 `運 し公営 く正す はかる 不つ 利中 益立 をな も審 た議 らに す著 おし そい れ支 が障 あを る及 場ぼ 合す にお はそ `れ 会が

3

た \Diamond 傍 聴 人 \mathcal{O} 退 場 を 命 ず る 等 必 要 な 措 置 を لح る لح が で き る

事

第 場四へ なきあ 利るる لح 認 \Diamond b れ る

2 利 益会合条議 を長に もはは議録 た、、事 ら議会録 す事長は お録は そ又、一 れは議般 が議事の あ事録閲 る要に覧 場旨代に 合をえ供 に公てす は開議る `す事も 議る要の 事こ旨と 録とをす 及に一る びよ般 議りのた 事、閲だ 要特覧し 旨定に のの供会 一個す議 部人るの 又若も運 はしの営 全くとに 部はす著 を団るし 非体こい 公にと支 開不が障 と当でが す ることが 益 若 できる <

時

第 る五へ も条臨 \mathcal{O} と臨委 す時員 る委 員 は 会 長 \mathcal{O} 求 \emptyset に 応 ľ 7 審 議 会 に 出 席 特 別 \mathcal{O} 事 項 に 0 11 て 報 告 を 行 1 又 は 意 見 を

述

べ

委 員

第 る六 も条 \mathcal{O} と専 す門 る委 。員 は 会 長 \mathcal{O} 求 8 に 応 じ 7 審 議 会 に 出 席 L 専 門 \mathcal{O} 事 項 に 0 1 7 報 告 を 行 11 又 は 意 見 を 述 べ

第 と七へ が条意 で見 き会の る長陳 。は述 適 当 لح 認 \Diamond 5 れ る 者 に 対 L て 会 議 \sim \mathcal{O} 出 席 を 求 \emptyset そ \mathcal{O} 説 明 又 は 意 見 \bigcirc 陳 述 を 求 \otimes る

第 会定八〇 一中条分 又「科 は会第会 ¬長二及 部一条び 会とか部 一あら会 とる前 読の条 みはま 替そで えれの るぞ規 もれ定 のっは と分、 す科分 る会科 。長会 一 及 又び は部 一会 部に 会つ 長い こって と準 、 用 「 す 審る 議。 会こ \vdash \oslash と場 あ合 るに のお はい そて れ ぞこ れれ っら 分の 科 規

九一 条分 科 分会 科の 会議 の決 議

第 決 は 審 議 会 \mathcal{O} 議 決 と 4 な す。

委

第 員十二 `条小 臨 時分員 委科会 員 会 又長 は又 専は 門部 委会 員 長 には よ ` つ必 て要 構あ 成る すと る認 小め 委る 員と 会き には 付 ` 託 特 し定 ` Ø 調事 查項 審を 議分 さ科 せ会 る長 こ又 とは が部 で会 き長 るの 。指 名 す る 委

一委 条任 規 こ定

第 + _ 0) 規 則 に 定 \Diamond る Ł \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カュ 会 議 \mathcal{O} 運 営 に 関 し 必 要 な 事 項 は 会 長 が 定 \otimes る。